

記者発表資料

平成16年 8月31日

県土整備部

道路街路課 企画担当 榎本・鈴木

内線5077 外線048-830-5078

道路環境課 道路環境、補修、防災担当 柳沢

内線5107 外線048-830-5107

交通安全施設整備、交通事故緊急対策担当 関根

内線5097 外線048-830-5097

道路事業に関する評価基準について

新生埼玉行動計画に基づき、「道路事業に関する評価基準」を作成したのでお知らせします。

1 新たな評価基準の概要

(1) 目的

県が行う道路事業の「選択と集中」を図るとともに、その透明性を高めることを目的としています。

(2) 対象

道路改築事業や交差点整備事業など5事業を対象とします。

(3) 方法

費用対効果などの「事業の効率」と円滑な交通や地域の活力といった「事業の効果」の2面から総合的に評価を行い、優先度をランク付けします。

(4) 活用

上位のランクになった箇所を重点整備箇所とします。

(5) 結果の公表

評価の結果は、当初予算案と同時期に発表します。

2 新たな評価基準の特徴

(1) 評価項目の体系的な整理

事業の効果の評価項目は、交通機能の向上など直接的な効果と、地域経済の振興や生活環境の改善といった波及的な効果に分けて体系的に整理しました。

(2) 地域のニーズに即した評価

評価項目の重み付けは、一万人の県民アンケートと市町村アンケートに基づき地域別に設定し、地域のニーズに即して評価できる仕組みにしました。

(3) 新規、継続箇所を同一基準で評価

新規、継続にかかわらず、同一の評価基準で評価します。

(4) 重点整備箇所の選定

重点整備箇所への重点投資により、より一層スピーディな事業展開を図っていきます。